

郡山市上下水道局公告第105号

令和7年7月7日付け郡山市上下水道局公告第100号で公告した事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり変更する。

令和7年7月16日

郡山市上下水道事業管理者 緑川 光博

1 変更する工事名等

契約番号	第25100157号
業種	調査（地質調査）
委託名	配水幹線更新工事（御代田水管橋）に伴う地質調査委託（一級河川 阿武隈川）
施行場所	郡山市田村町御代田 外 地内

2 変更する事項

第4 入札に参加する者に必要な資格

4	次に掲げる要件を満たす技術者を全て配置することができる者であること。
資格要件	<p>(1)主任技術者</p> <p>技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第9号に規定する建設部門（選択科目「土質及び基礎」）、同条第17号に規定する応用理学部門（選択科目「地質」）、同条第21号に規定する総合技術監理部門（選択科目「土質及び基礎」又は「地質」）の技術士、これと同等の能力と経験を有する技術者、又はシビルコンサルティングマネージャ（「地質」又は「土質及び基礎」）の資格を有する者を配置できる者であること。</p> <p>(2)社内審査員</p> <p>技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第9号に規定する建設部門（選択科目「土質及び基礎」）、同条第17号に規定する応用理学部門（選択科目「地質」）、同条第21号に規定する総合技術監理部門（選択科目「土質及び基礎」又は「地質」）の技術士、これと同等の能力と経験を有する技術者、又はシビルコンサルティングマネージャ（「地質」又は「土質及び基礎」）の資格を有する者を配置できる者であること。</p>

3 変更理由

第4の4中の「資格要件」の記載内容に誤りがあったため。